

第十回 参議院經濟安定委員會會議錄第十一号

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)午後三時二十二分開会

委員の異動

三月三十日委員岡田宗司君辞任につき、その補欠として波多野鼎君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは委員会を開会いたします。

前回に引き続きまして外国為替管理委員会設置法の一部改正法案の質疑を続行いたします。なおこの設置法関係に継続いたしましたして、外資法関係の質疑にも入るわけでありますから、御準備をお願いいたします。

ほかの委員のかたで御質問がないようでしたら、私一、二だけ質問したいのですが……。

では私から一、二御質問申し上げますが、三月二十五日の日本経済新聞によりますと、外為委員会の廃止問題があるやに報道されております。特に、この外為委員会があることがむしろ外国為替の処理に官庁間の権限の所属の不明ができて、却つて不明瞭になつておるといふ批判があるのかとく伝へられておる、同時にそれが今度の一三月の外貨予算の關係について不手際

があつた云々と報ぜられておりますが、これにつきまして、外為の委員長と安本と両方から簡単に御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(木内信胤君) 今お話のような議論が政府の一部にあるということについては私は何も聞いておりません。その記事に出ましたような内容の問題については、各自見るところによつていろいろ考えが違ふだらうと思ひます。今の為替管理の行き方は、権限を数個の官庁に分散してそれを統合してやつて行かうという行き方でありまして、そうしなければならぬと考へられた理由は、過去の日本の持つていた為替管理や貿易は、当時の商工、為替は大蔵といふことに分れていて、必ずしもその調整がうまく行かなかつた。両方がばら／＼になつておる傾向があつた。それに対して最近諸国の例ではこれを一体的に管理するほうがよいといふことが非常に言われております。これは国際通貨基金の専門家も当時日本に参つたのでありますが、その人もはつきり言つておつたのであります。これを一体的に管理するには、貿易と為替の両面に亘りますから、その中間に金を扱う一つの官庁を作つたほうがよいと考へたのが、今の改正の根本であります。かように権限を分散しましたことは、新しく権限を分けるようになったことは始めてであり、必ずしもまだしつかり熟しない面があるのかも知れません。殊に今お願ひしておりますこの改正は、権限を分

けたんだが、その分けられた権限を各官庁が実行して行く上において、誰か一人首頭をとると申しますか、全体に目を張つて、ばら／＼になつておるものが、てん／＼勝手な方向に走らないように見ておる必要がある、そういう一種の調整と法律では申しましたが、そういうことをする必要がある、これは今まで十分に表現されておりません。一時その仕事は誰の責任であるかわからないような時代がありまして、まづこつたこともあるのであります。つまり現状は新しい制度にまだ熟さないものがあると思ひますが、今お願ひしておりますこの改正案のようなものが通りまして、はつきりとする点もきまつて来ればうま／＼行くであらうと思ひます。それがこれをお願いしておる理由であります。その他の点で工合が悪いといふのは……。

○委員長(佐々木良作君) 一三月の外貨予算をめぐつて不手際云々といふことです。

○政府委員(木内信胤君) それは私の手際とは……、一三月の外貨予算の狙ひとしましたところは、非常に遅れておりました輸入というものを取返したいといふので、極度の輸入許可を行なつたのであります。十分に許可してしまつた結果として、現在これ以上今までのようない切つた許可ができない、手綱を締めなければならぬという状態に達したのであります。そうなるのは当然なのであります。そのことが誤り伝えられて多少の誤解を生ん

で、何かそこに失態があるかのように伝えられたのだと思ひます。一三月の予算は十分にその目標に達し、むしろ私は非常にうまく行つておるのだと考えております。

○政府委員(小峯柳多君) 只今外為委員長からお話がありましたように、封鎖経済から国際経済に経済がだん／＼振つて行きます過程におきまして、為替貿易或いは外資等に関する技術的な面で、なおだん／＼事情に應じて改善しなければならぬ面があると思ひます。併し御指摘のようなことは私ども直接伺つておりませんし、安定本部といったしましても新聞に伝えられるような結論にはまだ達しておりません。

○委員長(佐々木良作君) 重ねてもう一点だけ伺ひして置きます。今度の改正法案によると、單なる手続の問題が規定されておるだけでありますが、この報道その他によりますと、権限の所属自身に問題があるのかとく見えませんが、この権限所属の問題を棚上げして、手続だけの改正で以て今のところ大体うまく行くといふふうに考へておられますか。

○政府委員(木内信胤君) そう考へております。と申しますのは、権限の所属は法律で定めます。法律で定めた権限の所属に關して、今申しました通りいささか慣れないものがあつたと考へるだけであります。その権限所属自体を今改正しなければならぬと思ふ点はございません。

○委員長(佐々木良作君) ほかに各委員のかた、外為設置法の改正法律案につきまして御質問ございますか。

○兼岩傳一君 僕は昨日お願いして置いたんですが、今度提出されておる設置法は表面的には非常に簡單な二、三の権限の問題を整理するように見えるが、一体外為委員会というものの存在が今のままでいいか悪いかという根本問題について、安本長官と大蔵大臣と日銀の總裁の意見を聞きたいということを入られて置きましたが、その点どういふふうになつておりますか。

○委員長(佐々木良作君) 日銀總裁は手続いたしました、何でしたかともかくも出られないという理由を附して断つて来られたと思ひます。それから昨日の、大蔵大臣はほかの委員会に入つておるか何だかまだ見えておらないと思ひます。

○兼岩傳一君 私のほかの話も木内委員長、安本の次官から聞いておるので、できましたらその問題ははつきり大蔵大臣から聞きたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 連絡をとつて置きます。

○兼岩傳一君 そこで委員長にお尋ねしたいのですが、提出されております事柄は機構の権限その他に關するものですが、僕は最近の為替政策そのものが非常に動搖的であり、且つ自主性を喪失してゐるために、その点について

員のかた、外為設置法の改正法律案につきまして御質問ございますか。

○兼岩傳一君 僕は昨日お願いして置いたんですが、今度提出されておる設置法は表面的には非常に簡單な二、三の権限の問題を整理するように見えるが、一体外為委員会というものの存在が今のままでいいか悪いかという根本問題について、安本長官と大蔵大臣と日銀の總裁の意見を聞きたいということを入られて置きましたが、その点どういふふうになつておりますか。

○委員長(佐々木良作君) 日銀總裁は手続いたしました、何でしたかともかくも出られないという理由を附して断つて来られたと思ひます。それから昨日の、大蔵大臣はほかの委員会に入つておるか何だかまだ見えておらないと思ひます。

○兼岩傳一君 私のほかの話も木内委員長、安本の次官から聞いておるので、できましたらその問題ははつきり大蔵大臣から聞きたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 連絡をとつて置きます。

○兼岩傳一君 そこで委員長にお尋ねしたいのですが、提出されております事柄は機構の権限その他に關するものですが、僕は最近の為替政策そのものが非常に動搖的であり、且つ自主性を喪失してゐるために、その点について

員のかた、外為設置法の改正法律案につきまして御質問ございますか。

○兼岩傳一君 僕は昨日お願いして置いたんですが、今度提出されておる設置法は表面的には非常に簡單な二、三の権限の問題を整理するように見えるが、一体外為委員会というものの存在が今のままでいいか悪いかという根本問題について、安本長官と大蔵大臣と日銀の總裁の意見を聞きたいということを入られて置きましたが、その点どういふふうになつておりますか。

○委員長(佐々木良作君) 日銀總裁は手続いたしました、何でしたかともかくも出られないという理由を附して断つて来られたと思ひます。それから昨日の、大蔵大臣はほかの委員会に入つておるか何だかまだ見えておらないと思ひます。

○兼岩傳一君 私のほかの話も木内委員長、安本の次官から聞いておるので、できましたらその問題ははつきり大蔵大臣から聞きたいと思ひます。

ずつと二、三お尋ねして置くことが極めて必要だと考えますのでお尋ねしたいと思いますが、お答え願えましようか。というのは昨日、一昨日のときにはそういうような為替政策の責任者は……閣僚審議会で外為委員会は、單に何かこう金庫番のようなものだという意見がございました、一昨日は。それから昨日はあなたのところの事務局長からそうじゃない、やはり為替政策の責任者は総理を除けばやはり木内委員長である。こういうふうな点について二、三ずつとお尋ねしたいと思いますが、よろしいですか。

○政府委員(木内信胤君) 御質問によつては、お答えできると思います。
○兼岩傳一君 先ず第一にお尋ねしたいのは、朝鮮事變の勃発前に国際市価の非常な安定していた時期に買付を見送られた。これは見送られたのか、見送ることを余儀なくされたかという問題、この辺について私どもは解釈を持っておりますが、この点、そうして事變勃発後外貨はどん／＼溜つて行くのに、輸入について積極的に何ら手を打たれなかつた、又打たれなかつたように見える。そうして實際その効果を現わしていない。そうかという、いよいよ相当アメリカの相場が上つてから、今日の新聞で二五%というふうな言つておられますが、その当時でも少くも一四%乃至一五%値が上つて相当高くなつたものを買われたというの一連の関係、これは自主性が余りにも欠けており、日本はこれによつて余りにも大きな損をしてるんじゃないか、その運用の衝に當つておられる委員長はこのような外貨の浪費、そうし

て国内への物の不足から来るインフレというふうな点についてどういう責任を感じておられるか、一つできるだけ詳細に御説明願いたいと思います。

○政府委員(木内信胤君) 貿易政策の面は必ずしも私事管事項ではありませんが、外貨予算については事実だけは知つておりますからその範囲で申し上げます。朝鮮事件が始まつて以来輸入の必要があつたにかかわらず、その当時輸入が見送られたというお言葉であります。格別見送つたことではないのであります。外貨予算の使い方は、私今ちよつと数字を記憶いたしません、昨年の一月は予算数字は一億三千万ドル弱というものでスタートしたのです。それが毎半期ごとに逐次増加してあります。でありますから、特に毎四半期……特に当時見送つたということは決してございせん。ただ朝鮮事變以後特需があり、海外向けの輸出も増加しましたために、輸入は普通に同じように逐次増加の勢いで進めて来たにもかかわらず外貨の収入が多かつたために私どもの預つております外貨は非常に殖えました。ですから言い直しますれば、昨年秋の朝鮮事變後の輸入というものは、輸出が急に殖えたのに対してそれと同じスピードで殖えなかつたということだけのことであります。當時もう少し早く輸出と同じように輸入ができたならなおかつたであらうということとは考えられますが、特に見送つたというふうなことはございせん。従ひまして、輸出が急に殖えまして外貨の手持が殖えましたからこれを早く使つて輸入を急ごうということは、恐らく国民全体の輿論であつたと思ひます。それでその輸入をもつと早くしよ

うということは突然今年になつて始まつたことではないのであります。當時十月から打つべき手は我々として打つておつたと思ひます。殊に今度非常に輸入が促進されました大きな原因は自動承認制というものをやつたためであります。この自動承認制は七月からスタートしているであります。逐次その物資を増加して参りました。今日のようになつたのであります。大体事情はそのようでありますから、御質問にありましたような点は別になかつたと考へております。

○兼岩傳一君 僕も資料の関係で坐つてやりますからどうぞあなたも坐つていて下さつて結構ですが、今あなたの答弁されました点によるとさうでないというふうに言われませんが、私だけの意見でなくて、現にこの委員会が稲垣委員のごときこの実業に精通した委員が委員外発言で昨年の秋頃と思ひます、私の意見と同じことを言つて非常に憂慮されて、こういうやり方をしていたら高いものを買ふぞ、これは政党の問題でなくて、一派派の問題でなくて、日本の非常な大きな損失であるということをこの委員会に警告をしておられて、そのときには私は次官もおられたのじゃないかと思ふんですが、これは私の意見でなしにそういう稲垣議員のごときそういう関係の人がはつきり言つておられるのであります。それから労働党の木村福八郎君もこの点を詳細に数字を挙げて大体五億ドルについて一四%と計算して七千万ドル、邦貨にして二百五、六十億のこれはあなたの委員会の為替政策のよろしきを得ないために損を與えているということを言つておるんですが、そう

いう点、これは損を與えなかつたというふうな抽象的なお答えでして……

○政府委員(木内信胤君) 先ほど申しました通り、輸入がもう少し早く伸びたならよかつたであらうということとは考えられます。併し経済のことはあとで考へて、一番いいときに買ふ、振返つてその一番都合のいいときを擱えて参るわけには参らない。何も損をしたということではないと思ひます。
○兼岩傳一君 僕がこれを言うのはただ過去のことを何か揚足をとつて言うのではなくて、現在提出されている法案はいささかなりともこの為替管理委員会の機構を強化するのです。そういう国のためにならん機構を強化する必要はないということに結論が出て来るわけですが、私は若し速記が悪ければくばらんに言つて余儀なくされてはいるという、こういう感じがしてならんのですが、そういうことがなくて今後全く日本が損しないように自主的に運営できるでしょうか。

○政府委員(木内信胤君) 余儀なくされておつたやいますのは、司令部の政策とかいう意味ですか。
○兼岩傳一君 つまり使おうと思つても使えないというふうな、つまり被占領下にあるために買いたい時期にも、商機の最も熟したときに買つたというところが非常に困難だという実情があるのじゃないでしょうか。そういうことは全然ないでしょうか。
○政府委員(木内信胤君) そういうことはございせん。
○兼岩傳一君 まあ私はこの問題はそ

大いに急いで出しても減るといふのは
当り前のことであり、別にそこを不安
のように考える必要はないと思いま
す。

○委員長(佐々木良作君) 兼岩君御発
言中ですが、先ほどお話のありました
一万田日銀総裁はよんどころない事情
によつて今日は出席できないのであ
ります。政府委員でないためにそれ以
上こちらから催促できない事情にある
ことを承知いたします。池田大蔵大臣は
目下予算委員会に答弁中ですので
そして予算委員会の答弁が済んだら直
ちに大蔵委員会に答弁のために入れら
れるのであります。両方とも所管の委員会
であるために席を外しにくいというお話
だそうです。お伝えいたします。

○兼岩傳一君 それでは今までは食糧
輸入は予定の通り順当に行つておりま
すか。今後はできるという御答弁は頂
きましたが、今までは予定とびつたり
吻合するようにできておりますか。
○政府委員(賀屋正雄君) 食糧の輸入
につきましては朝鮮事変に至る期間につ
いては順調に参りました。朝鮮事変が
起りまして、いろいろな事情から若干
遅れたようでありましたが、一月二月三
月と非常に順調に入つておりまして、
この傾向を以てすれば格別心配するこ
とはないというふうに考えておりま
す。

○兼岩傳一君 つまり政府の計画して
おる数量と一致しておるのですか、一
致してないのですか。
○政府委員(賀屋正雄君) 二十五年度
の予算には三百二十万トン程度の予算
を計上いたしておりましたが、實際入
りますものは恐らく三百万トンを若干
切る程度と考えております。

○兼岩傳一君 三百二十か三百の程度
において、つまり一割程度の停滯があ
る程度でやつてゆけるような進行状態
にいてるという意味ですか。
○政府委員(賀屋正雄君) さようでござ
います。予算のほうは申上げるまで
もなく何と云うか買付ベースでありま
す。實際入つて参りますのはアライバ
ル・ベースでありまして、そこに若干
の違いが出て参ります。

○兼岩傳一君 もう一度お尋ねします
と、月々の予定、或いは四半期ごとの
予定を持つておられるところの一割程
度少く入つておるだけというふうに聞
いて居るのですが……
○政府委員(賀屋正雄君) 實際入つて
参ります到着ベースで考えまして、二
百八十万トン乃至三百万トン程度が予
想されますので、到着ベースといたし
ましては大体予定いたしました数量を確保
いたしておる次第であります。

○兼岩傳一君 到着ベースというのは
何ですか。
○政府委員(賀屋正雄君) 現実に入着
いたした数でございます。
○兼岩傳一君 それではお尋ねいたし
ますが、塩と皮革などを自動承認制か
ら脱せられるのですか、すでに脱せら
れるようとしておりますか、もうすで
に脱せられましたか。塩、皮革……若
しこれを自動承認制から除くと非常に
輸入が困難になりはしないでしょう
か。この二つ如何でしょうか。

○政府委員(木内信胤君) 塩は自動承
認制ではなかつたと思ひます。初めか
ら事前割当であります。皮革は自動承
認制の物資であります。今後皮革を
自動承認制から外すという話はしてお
りません。

○兼岩傳一君 ああ、そうですか。そ
れからそうして四一六月に、ともかく
もあなたは一三三月が多過ぎたので四
一六月が減つたのではないかと云われ
ておりますが、我々見て非常に減つて
おります。外貨が非常に削減されてお
ります。その他の重要物資の供給につ
いて自信がございまいしょうか。つまり
自信というものは漠然と言つたのではな
くて、政府のちやんと計画として発表
しておられる数字に比べて、それだけ
の責任は必ず持つてゐるというふうにお考
へでしょうか。

○政府委員(賀屋正雄君) 輸入の計画
につきましては累次申上げますよう
に、為替予算の増額その他の或いは為
替手続、貿易手続の簡素化によりまし
て、非常に進捗いたしておる状況であ
ります。その点は先ほど木内委員長か
ら申上げた通りであります。私どもは
輸入につきましては大体計画通りの数
量を確保できる、こういう段階、現状
であると、かように考えております。

○兼岩傳一君 現状……手続の簡素化
もさることながら問題はそんな手続の
末梢ではなくて問題はもつと本質的の
ところにあると思ひますが、この問題
も見解の相違として次へ進みまし
ょう。それはインフレーションの問題
で、昨日もこれはちよつと責任者がお
られなかつたので十分論議に入らない
で置きましたが、我々が以てするところ
は我々の見るところでは、現在一生
懸命に政府はこの国内で金を抑えつけ
ておられる。苛酷な徴税その他あらゆる
方法でやつておられるが、一方大き
なところを逃しておられるために抑え
ても抑えてもインフレは進む。つまり
激しい金詰り、一方において激しい金

詰りのくせに一方においてインフレが
進行しておるといふのがこれらのイン
フレの原因ではないかという見通しを
持つておりますが、その根拠は全くそ
のあなたのところの運営されておる外
貨の特別予算に私は根拠があると考え
ておりますが、あなたはそういうふう
には考えておられんでしょうか。

○政府委員(木内信胤君) 考えており
ません。
○兼岩傳一君 考えておられませ
ん……それじゃ僕はもう少し数字的に
その他実証いたしますから、そういう
ふうにお答え願ひたいのですが、私ど
もの見るところでは、現在の外為特別
会計とは曾つての戦争中の臨時軍事費
特別会計と實質上全く同じで、ただ主
人公が日本から外国に変わったという
だけであるというふうには私は見ざるを
得ないでありますが、それは詳細に私ど
も分析いたしまして、日本のこの曾つ
ての臨時軍事費のこの製造会社と日本
の軍隊、日本の軍閥と市中銀行、興
銀、補助金、政府資金あらゆる点を検
討いたしまして全くそつくりの状態に
いて、違ふところは臨時軍事費及び戦
時統制に代るに外為会計というものが
原料の輸入から、できた軍需品の輸出
に至るまで一貫して抑えておるとい
うために、その他の関係はもう全く同
じ、つまり市中銀行の関係も同じ、興
銀、補助金等の代りに開発銀行とか輸
出銀行、興業銀行のある点も同じ、そ
れから政府出資につきましても預金
部、日銀信用というのも全く同じ、た
だこれに見返資金という外国の支配下
にあるものが入つて来ているという関
係、これは全く私は瓜二つというふう
に、ただ目の色その他皮膚の色が変つ

ておるといふふうに見るのであります
が、その結果として数字的に我々が調
査いたしましたところによれば、二月
二十二日現在の数字であります。外
為の支払超過額と日銀の発行の関係を
見ますと、日銀発行高の六八%まで外
為の支払超過額でできておるのです
が、こういう関係はどういうふうによ
ンフレの原因でないという御証明にな
られるのでしょうか。

○政府委員(木内信胤君) 臨時軍事費
特別会計と外為の会計が瓜二つだとい
うお説は私全然了解できないのでわか
りません。輸出を抑えてゐるとい
う言葉がありましたけれども、輸出
は自由でありまして、ただその手取り
の外貨を売つてもらふ、輸出した人は
円を銀行からもらふわけですが、それ
で商売はできてしまつた、売つてしま
つた外貨をわざ／＼持つてゐる人はな
いのです。その点外貨を売つてもらふ
という事実はありますが、別に抑えて
いる事実はないのです。又輸入のほう
は大部分のものが今自動承認制になり
つつあるのであります、その面もだ
から輸入している品目は指定しており
ます、贅沢品はいけなという意味で
指定してありますが、国家の再建に必
要な物資だけを選んで自動承認制の物
資にしてゐるのであります。これも自
動的に為替をもらふのであつて、自由
制は極めて強い、抑えてゐるといふ関
係はないのですが、お言葉では抑えて
いる結果同じだといふふうになつて
伺ひましたが、全部私わかりません
から今は申せませんが、若し抑えてゐ
ることがありましたら、抑えてお
らんのだといふことだけを申し上げま
す。

それから現に日銀の発行高は殖えま
した。それと私どもの会計の支払超過
になつたもの、実は私どもは支払超過
ではございません。今は日銀に對して
三百八十億ですか、三百八十億の預
金が出ています。支払超過ではござい
ませんが、これは恐らく日銀の今の外
貨貸付というもので払出されたものを
あらかじめ私どもの会計から払出した
ように錯覚なさいましての数字と思ひ
ます。世間にそういう錯覚がたくさん
ございますからそうかと思ひます。意
味から言うと同じとお考えになつても
いいのです。併し要するにその両者を
合併しましていわゆる貿易関係から払
出しが多かつたという事は申せま
す。申せませんが、そのほか多かつた
という事実と、日銀の通貨発行高の増加
というのを直接比較なさるのは間に考
えるべき條件を抜かしておられる、日
銀の通貨発行高の増加というものはな
おそればかりではないのであります。
ですからそれを比較して六〇何%に當
るからお前のほうは最大のインフレ製
造者だというふうに結論なさるのには
いろ／＼考へるべきことがあると思ひ
ます。端的に申しまして、今は輸入の
ほうに輸出より進んでおります。その
輸入には、いわゆるユーザンスが與え
られますために、一時的に資金が政府
機關若しくは日銀に還流するというこ
とを一時的に延ばしているために、や
や輸出が起すデフレーション的效果を
遅延させておられることはあるのだ
あります。輸入が非常に進んだとい
うことは非常にデフレ要素でありまし
て、それが御承知の通りたび／＼申上
げましたように非常に進んだのであり
ます。むしろ今の外国貿易、外国為替

の運営というものは、デフレーション
の要因を作りつつあると御覽になつて
いいのであります。それが一時的に
二、三ヵ月続くというのを、それを
一々捉えて非常なインフレであるとい
うように思ひのは、少し見方が足りな
かつた、こういうふうな考えです。
○兼岩傳一君 私を抑えていられると言
つた意味は、言葉がまずければ直しま
す、その内容を申上げますと、つまり
特需として曾て日本軍が製造会社か
ら軍需品を買つた場合に、製造会社か
らインシヤルでなくて軍が必要とする
のを買ふ。それに必要な原料を厳格な
戦時統制、官僚統制、官僚的な戦時統
制で原料をやる。運輸資金は市中銀行
から、設備資金に對しては興銀その他
の補助金でやるという形で行く。その
軍事費は政府資金から出て行く。そう
して預金部と税金と日銀の信用とでや
つておられる。これは一連の關係の原
動力がその軍需品を買ふという、それ
ぞれの何々の軍需品が要するという日本
軍の絶対命令で、一連の經濟活動のイ
ンフレという過程が行われた。これに
對して現在の條件は瓜二つというの
は、ただ日本軍ではなくてここに朝鮮
事変、アメリカ軍を先頭とする国連軍
という關係に置き換えて、ここで必要
な戰略物資、差当り要する軍需品とい
う特需、それから機械及び今も現に進行
中の日米協力による戰略物資、いわゆ
る新特需は、何ら我々に発言権がある
んではなくて、これは向うさんからの
要求によつて製造会社に行く。その製
造に必要なものがユーザンスその他
の輸入資金という形で来る。そこで市
中銀行から運輸資金、設備資金につい
ては開發銀行とか輸出銀行等々そうい

う形で興銀等と與えられて、そうして
政府から直接投資がその製造会社にな
される。そうして見返資金が大きな役
割をつとめておられるのです。さてそれ
らの一連の、つまり特需及び新特需を原
動力とする一連の經濟活動におきまし
て、外為會計が演ぜられておる立場
は、その本質は私は自主性が無いと見
ておりますが、自主性が無いにもか
かわらず、又極く少數の自主性しかない
にしろ、結局外為關係があたかも日本
の基幹であるかのごとき現象を演じて
おる。事実輸出輸入に對する役割はこ
れは絶対的に大きなものだ、こういう
意味なんです。第一の問題はそれを承
認されませんか。
○政府委員(木内信胤君) 輸出、輸入
の戻は私どもの會計に参りますから、
輸出、輸入というのに對して演じて
おる役割は大きいとおつしやるのは事
実と思ひます。その他の点は私にはお
考えがよくわかりません。今の御質問
によりまして、さつきよりはよくわか
りました、十分にわかりません。併
し要するに私どもの會計がインフレ要
因であるというの、結局の問題点と
思ひます。それは先ほど申し上げまし
たことで答弁は盡きておると思ひます。
そう御承知願ひます。

○兼岩傳一君 外為は輸入金融も行な
つておられる。従つて先ほどの、最初
の關係になります。割高な輸入品、
これをされたといふことは、これはあ
なたも認めておられるのですが、その
割高の輸入品が、割高のままで大量に
日本の市場に入つて来て、海外の物価
高というものが波及する。これも一つ
のインフレの現象ですが、それにし
てもこの海外からの物価高の波及、つ
まり自主性が無いための波及、そのほ
かにそれが又一つ原因ともなり、外
為の支払超過が、私は現在のインフレ
の唯一の原因で、他は全部抑えておる
にかかわらず、これだけが出ておる
と思うのですが、今あなたがそれに對し
て説明して、あなたの説明に對する反
駁として私はもう少し細かに申上げま
すが、二月二十日現在の外為を除く政
府の資金、外為を除きます一般、特別
及び國鉄、輸出銀行、専賣公社、住宅
公庫というような機關全体を合せま
すと、政府資金の對民間との關係の收支
では引揚げ超過九百十三億圓になつて
おる。つまり黒字になつております
が、これに外為を加えますと、俄然政
府資金の民間收支が千六百七十九億の
赤字になります。従つてこの黒字の九
百十三億と赤字の千六百七十九億を合
計いたしました二千五百九十二億が外
為のみのための撒布超過であると認め
るべきだといふ意見ですが、これを御
承認になりませんか。
○政府委員(木内信胤君) それは先ほ
ど私が指摘申しました日銀等をこめて
考へておられる。私どもの關係は撒布
超過で、それだけの撒布超過をするな
らば、これだけの赤字を示すはずであ
ります。私どもの會計はさつきも申し
ました通り今黒字であります。です
からそれは日銀の外貨貸付というものを
こめておられるのだと思ひます。従
つて御質問はその実態なしと答へざるを
得ません。

○兼岩傳一君 併しそうすると、私ど
もこの調査したこの二月二十日の政府對
民間の支出が九百十三億の黒字であつ
て、外為を加えると千六百七十九億の
赤字になるというこの数字は、僕のは
うのは誤つた調査ですか。
○政府委員(木内信胤君) 日銀と外為
を加えるとそうなると思ひます。
○兼岩傳一君 それを加えてどうして
悪いのですか。
○政府委員(木内信胤君) ですから私
どもの會計がインフレの原因であるの
ではなくて、それをおつしやるならば
日銀の總裁も加えてインフレ、デフレ
を論じなければならぬ。日銀を加えて
お論じになるのであります。何も貿
易ばかりでない、その他の部面も加え
なければならぬ。金融のこととはすべ
て全部を見なければならぬ。一部
の、私どもの會計だけ、而も事実でな
い、日銀の貿易部分、輸入部分だけを
それに加えて、そういう数字をお出し
になることは、何か少しいしを外れてお
ると思ひます。結論として、輸入を促
進されたといふことは、非常なデフレ
要因を作つたのである。それが今ユー
ザンスが與えられた結果として、その
現われて来るのが少し遅れて来るか
も知れませんが、併し全体として、私
どもの會計があるためにインフレにな
つたといふふうに聞かれますが、そう
いふ事實は絶対ないのです。
○兼岩傳一君 僕は日銀の外貨貸付が
入つていても、私の調べた結論的な終
局において、今日の日本の政府と對民間
の關係においては、途中のどうい
うプロセスがあるとうといふものが入
つていようと、要するに引揚げ超過と撒布
超過の關係においては、そうしてイン
フレの要因という經濟學的な観点にお
いても変りないやありませんか。つ
まり私どものほうの調査のほうがよろ
しいやありませんか。つまり管理の
責任の所在でなくて、インフレとい

経済現象の根底に横たわる数量関係は、この途中に日銀の外貨貸付が入つていてもいいやございせんか。結局それがつまり外貨資金の運用の輸出入関係に根源を置いている結果として赤字と黒字のかような結果があるという事実と法律的解釈によつて何の影響も受けないのじやないですか。

○政府委員(木内信胤君) それはおつしやる通りであります。私どもの会計があるためにインフレを作るのではない。今輸入を非常に急いだ、輸出が非常に延びた、延びたに対して輸入はそれに追付くのみならず追越しつつある。但しユーザンスが與えられたためにその発露が遅れている。これだけの現象であります。これだけの現象があるものでそれが非常にインフレが進行するといふふうにお思ひになるのは的外れではないか。これは解釈の違いかも知れませんが、私はそういうふうに思ひます。

○中川以良君 私は本法律案についての質疑は大體盡せたと思ひます。兼岩君の御質問は非常に長いようでありませんが、すでに本日で休会に入らうなことになつております話もありますし、私はここで質疑を打ち切つて討論に入る動議を提出いたします。(賛成)と呼ぶ者あり

○兼岩傳一君 ちよつと議事進行に入る前に、今日で国会が自然休会に入るといふことはあなたの御想像ですか。今理事会をやつて来ているのですが、本日に今日といふことにきまりましたか。ちよつと中川先生にそのことを聞いてから……。

○中川以良君 入るような空気がなつて

ているということをおし上げた。あなたは議運の委員でいらつしやるからよく御存じでしょう。

○兼岩傳一君 私の了承しているところでは、今日で終るか終らんか甚だ疑問だと思ひます。少くとも今折衝中です。

○中川以良君 私の動議を一つ……。

○兼岩傳一君 それであなたの動議に反対いたします。議事進行については、かような重要な問題は十分討議を盡されるべきである。そして昨日、一昨日と言われるけれども、あなたが見ている通り木内委員長も来られませんでしたし……。

○中川以良君 動議の成立の可否を問うて下さい。

○委員長(佐々木良作君) 動議が出まして、動議をどうするかということをおし上げて、御相談申し上げようと思ひましたけれども、兼岩君の今のお話によりまして動議反対というお話もありましたので、動議の採用についての意見が交されてい

ると思ひます。従ひまして動議を採用するかしないかについて先ずお伺ひします。

只今の中川君の動議を取上げること

に御賛成のかた、或いは御反対のかたの御意見を先ず伺ひます。

○野田卯一君 賛成。

○委員長(佐々木良作君) 反対意見は先ほどの兼岩君だけですか……。

それでは今の動議の採決に入りたいと思ひますが、動議に御賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員長(佐々木良作君) 多数でござ

います。それでは動議は成立いたしました。従ひまして質疑は打ち切られたものと

のと思ひます。

従ひまして質疑の後討論に入りたいと思ひますから逐次御発言をお願いいたします。

○藤野繁雄君 外国為替管理委員会は過去一年余の経験に鑑みまして、今回改正せられることになったのでありますが、外国貿易を健全に発達せしめることは我が国の再建上にも、又重要産業の振興促進上にも緊要でありますから、私は外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案に賛成するものであります。ただ外国為替及び外国貿易管理事務は、各官庁に關係があり複雑であるから、今回の改正によりまして外国為替管理委員会が主となつて、よく官庁相互間の連絡を円滑ならしめて、外国為替の取引及びこれに關連する外国貿易の取引の手續に遺憾なきを期すると共に、外国為替銀行その他の關係金融機關をも十分に監督して、失敗を未然に防止する等万全の策を立てられんことを要望いたします、私の賛成討論を終ります。

○委員長(佐々木良作君) ほかに御発言ありませんか。

○兼岩傳一君 賛成についてですか。

○委員長(佐々木良作君) 討論に入つておりますから、賛成、反対いずれとも御発言願ひます。

○兼岩傳一君 私は折角資料を持つて、この日本の政治と經濟の中心問題であるこの外国為替の運用の問題、その箇に當つておられる外為委員会の問題について丁度半分質問で、まだあと半分が残つておるときにその質問を打ち切れまして、私は非常に遺憾に思つております。私はまだ東南アジア方面に対する輸出の問題も聞かなければなら

りませんでしたし、特にインベントリー・ファインナスの問題について徹底的に承わらうと思つておりました

が、それを聞くこともできないのです。そこでこの問題に、そういう運営方法の結果甚だ調査が不十分ではありましたが、不十分な調査の中に

もすので私はこの法案に対する賛成すべきものを何ら含んでいないということとを質問の過程において明らかにしたつもりであります。従つてここでは繰返しません。私は本會議の反対討論において自分の所信を十分に展開するつもりでございまして、ただ反対であるということにして、細かな点は省略いたします。

○野田卯一君 私は自由党を代表いたしましたので、本案に賛成の意を表するものであります。外国為替管理の問題は關係するところが非常に広いのでございまして、單に一つの省とか一つの役所でやり得るものではないのでありまして、その間の關係を密接にして、そして歩調を揃えてよく調整をとつてやつて行くことが極めて必要だと思ひます。今回の改正法律案はそれを目的とするものでありまして、衷心より賛成の意を表するものであります。

○委員長(佐々木良作君) ほかに御発言ありませんか。……ほかに御発言もないようでしたら、これで討論は終局したものと認めますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは討論は終局したものと認めます。討論が終局いたしましたら引續いて採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは採決に入ります。外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして採決いたします。同法案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員長(佐々木良作君) 多数でござ

います。よりまして本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

例によりまして本會議におきます委員長の前頭報告の内容は、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長におきまして本案の内容、委員

会におきます質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を御報告することにして御承認願うことに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) 御異議ないものと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書につきましては多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられましたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

中川 以良 泉山 三六

野田 卯一 藤野 繁雄

九鬼 紋十郎

○委員長(佐々木良作君) それでは引續きまして先ほど申し上げましたように議題の二番目に入ります。

外資に關する法律の一部を改正する法律案の審議に入りたいと存じます。同法案に対しまして一部質疑が残つて

おりますから質疑の続行から入りたいと思ひます。質疑のあるかたから順次發言願ひます。

○藤野繁雄君 従来外国法人が日本の株式を取得することを制限してあります。その理由は、株の値段が非常に安かつたからであつたのであります。が、本法案においては制限を緩和するといふことになつておるのであります。その制限を緩和する前提條件としては非常に安いところの株の値段を解消するやうなことをしなくちやできないと、こう考へるのではありません。そういうやうな手段といたしまして証券金融の円滑化、再評価税の軽減、再評価のやり直し、固定資産税の軽減、こういうふうなことに考へて見られたことがあつるか、又何らの措置をとられたことがあるか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 証券の相場の問題が出ましたが、証券の価格といふものは御承知のようにそのときにおける經濟實力の総合的な表現になるものであります。証券金融の問題、税の問題等勿論それを形成する要因の一つではあります。ただ、それだけで株式の価格が上がるものではないと思ひます。要は國の經濟の實力がどういふやうに充実して来たかといふ問題になるのかと思ひますが、併しそのこと自体には相当時間を要しますので、今御指摘のやうな場合は証券に対する対策といたしまして政府が折角研究中でございます。

○藤野繁雄君 次は税法上の外資優遇措置についてお尋ねしたいと思ふのであります。同族会社の積立金、或いは特許権の使用料、こういうふうなものであります。

のに対して課税の軽減、又は免除措置といふやうなことをどう考へておられるか、お伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(賀屋正雄君) 同族会社の積立金の課税につきましては、過般の昨年の第七通常国会におきまして法人税が改正されました際に、外国法人が出資したしております会社で、同族会社になるものの範囲が従来よりも多少殖える。而も積立金の課税の面で他の一般会社より高い税を課するといふ不合理な結果と申します。外資導入にとりましてはマイナスのファクターと認めるやうな現象が生じたのであります。この点を是正するために、いろいろ研究をいたし、それから税制を抜つております大蔵当局にもそのことを話しまして、今度の御承知のやうな法人税の改正によりまして、積立金課税は一般にはなくなつたわけでありまして、ただ同族会社の範囲については従来の取扱と變更しまして、その親になる株主が、その会社であります場合にはこれは同族会社と見ない。例へば外国の会社が従来或る会社の三〇%以上一社で持つておりますその会社は、同族会社となるわけでありまして、株主が法人であります場合は、同族会社と見ない扱いにするといふことを大蔵省のほうで大体了承して、今後はその扱いをして行くといふことになつております。それから特許権の使用料についてはやはりこれは国内で登録せられますので、やはり日本に財産があるといふことになりまして、その財産から生ずる利益金という意味で課税されることになるのであります。この点は実は税法上やうなやつておるだけで、實際問題としては、例へば特許権者が国内に誰もいない、代表者が誰もいないといふ場合には税の払いようがなく、申告の仕方もない。さればといつて源泉徴収の方法も規定をしておりません。従つて現実の問題としてそれは取り得ないわけでありまして、この点につきましては大蔵省と十分打合せをいたしまして、實際の扱いとして課税しないといふ話がついております。

題としては、例へば特許権者が国内に誰もいない、代表者が誰もいないといふ場合には税の払いようがなく、申告の仕方もない。さればといつて源泉徴収の方法も規定をしておりません。従つて現実の問題としてそれは取り得ないわけでありまして、この点につきましては大蔵省と十分打合せをいたしまして、實際の扱いとして課税しないといふ話がついております。

○藤野繁雄君 たとへ今申上げたやうな株の値段を安くするところの原因が解消するやうな措置を講じましたといひました。現在の株の値段は当り前の値段に回復したといふことを考へておられるかどうか、この点お尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 株の価格に対する見方はいろいろございまして、極く常識的に言つてまだ日本の株は在るべきより低いといふ見方のほうが一般的ではないかと考へております。

○藤野繁雄君 次には新しい株については配当金の送金保証の必要がない限りは届出で足ることとし、旧株については投資計画の一部でない場合でも認可するといふやうな大幅の緩和措置をとられておるのであります。外資法の目的であるところの國際收支の改善及び重要産業、公益事業の發展等に寄與せしむべく、却つてこういうことが投資機又は恩恵を助長するやうなことになるのではないかと思ひます。この点についてのお考えを承わりたいと思ふのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 実は御指摘のやうなところまで響くほど若しこの法案の効果があると思はしますと、むしろ歓迎したいやうな気がするものであります。が、率直に申し上げまして先ほどお答え申し上げましたやうに、まだ株の価格が在るべきより低いといふ今日の段階におきましてはむしろそれはいい刺激を期待し得られるといふやうに考へるほうが適當ではないかと考へます。

○藤野繁雄君 次には右のやうに緩和して来ますといふと、そういうふうなことはないかわかりませんが、外国の人に重要産業のことごとくを握られてしまつて非常に將來困るやうなことになるはせぬかといふ心配が窺われるのであります。そういうふうなことになるかといふ明確な御返事ができるかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 實際問題として、外国の株主或いは資本家の日本の仕事に対する見方等もありまして、又過去の外資によつて戰前運営しておりました日本の会社の事例等から見ましてあり得ないと思ひます。併し理窟の上や今御指摘になつたこともあり得ると思ひますので緩和いたしましたとは言へ、なお外資に関する法律で幾多の制限を置いております。それはきまつておらないのであります。ただ日本の同籍から離脱したものであるといふことは大体言えると思ひます。

○藤野繁雄君 次には外国の投資家といふことであります。外国の投資家には中国人であるとか台灣人であるとか朝鮮人も含むものと考へなくちやできないと思ひますが、外国投資家といふものはどういふものであるか。今申上げたやうなものも含むのであるかどうか、こういうふうなことをお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(賀屋正雄君) 外国投資家の範囲も今度は別段触れませんでした。が、外資に関する法律のうちに定義があるのでございます。その外資法のうちの定義以外に御覽願ひなければならぬのは、この外資法ができません。前の段階におきましては、一昨年の三月に施行になりました政令五十一号であります。外国人の資産所得に関する政令があるのであります。この中に外国人として定義したしております。その外国人が、やはりこの外資法におきましても外国投資家の一部に含まれることになつておるのであります。いろいろ外国投資家の全般を御説明するのにも煩瑣でございまして、ここに定義を御覽になれば大体御了解願ひと思ひますが、ただ特に御指摘のありました朝鮮人、台灣人、それから中国人、この点について御説明いたします。これは今申しましたやうに外資法の第三條の一号のホのところを引張つて来ております。外国人の資産所得に対する政令のほうの定義からいふやうにきめるわけでありまして、これはまだ台灣、朝鮮等の国籍の帰属はまだ最終的のことはきまつておらないのであります。ただ日本の同籍から離脱したものであるといふことは大体言えると思ひます。

○藤野繁雄君 次には外国の投資家といふことであります。外国の投資家には中国人であるとか台灣人であるとか朝鮮人も含むものと考へなくちやできないと思ひますが、外国投資家といふものはどういふものであるか。今申上げたやうなものも含むのであるかどうか、こういうふうなことをお尋ねしたいと思ふのであります。

おります代表団の証明書をとりという必要があるであります。それを持つておりますれば、当時でありますと刑事裁判権は日本とは別でありました、その他食糧の配給上も特別の扱いをいたしておつたのであります。従いましめてこの点を捉えまして、台湾人につきましては終戦前から引続いて今日まで住んでおるものにつきましては一応日本人と見るのであるが、これは長い終戦前からの慣習で、殆んど生活内容等も日本人も同じようなことになつておる關係がございますので、日本人と同じように見るのであるけれども、そういう台湾のミツシヨンの登録を持つておる者についてはこれは外国人の扱いとする、この政令の適用については外国人の扱いをする、こういうことになつておるのであります。ところが朝鮮人につきましては当時そういうミツシヨンが別段なかつたのであります。従いましてそういう裁判権その他私生活上においても外国人の扱いをするという制度はなかつたのであります。これにつきましては、終戦後入つて参りました者はこれは外国人扱いをいたしますが、終戦前から引続いて日本に住んでおる朝鮮人はこれはやはり日本人扱いとするということで、多少その間の扱いが變つておるのであります。結論的に申しますと、戦前から住んでおる朝鮮人は日本人扱いとする、戦後日本に入つて来た者は外国人として扱う。台湾人につきましては戦前から住んでおる者が中国代表団の登録証明を持つておる者は外国人の扱いをする。中国人についてはこれは普通の一般の外国人と同様の扱いをする。こういうことであります。

○藤野繁雄君 問題として二世ということが取上げられることになるのであります。が、株式を取得するといふようなものの対象は一般の外国人といふよりも二世といふものが対象にされて考へられたのではなからうかと想像されるのであります。が、そういうようなこととはどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(小峯柳多君) 御指摘の通り二世のかたで日本の優良な株式を持ちたいといふかたは今までの法律ですと抑えることになつておりましたので、これを直すことも大きな目的の一つと考えております。

○藤野繁雄君 次には、外国人が所有しておるところの円資金はどのくらいであるか、又そのうち株式取得に向けられるものはどのくらいであるか、又そのうちに中国人、台湾人、朝鮮人及び二世が持つておるものはどのくらいであるか。若し数字が今おわかりでなかつたならばあとで資料を提出して頂いてよろしいかと思ひます。大体の見当をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(實屋正雄君) 外国人の持つております円資金の調査につきましては、なか／＼調査が困難な点がございまして、これはまあ権限と申すのも変であります。が、実は私どもの権限で以て調べる範囲の外でございます。で、只今のところ調査いたしておりますが、せんが、仕事をやつて参りますために当然そういうことは承知して置かなければならないこととありますので、大蔵省あたりともよく相談いたしまして今後調査を進めたい、かように存じておりますが、只今までのところで承知いたしております、わかつております

数字は、為替管理法上のいわゆる非居住者の所有円資金の数字はわかつておりますが、これは一月末で四十四億圓程度になつております。これ以上の詳しい数字は關係事務局と打合せまして、できるだけ早い機会に調査したいと思ひます。

○藤野繁雄君 今の数字はあとで資料で一つお願いいたします。次に日本人が外国人の名義を利用いたしまして、株式を取得しようとする場合は、どういふふうに取り扱われるかという点、次に外国人には課税することになつておりますけれども、実際には殆んど申告がない実情に鑑みまして見ますといふと、外国人名義を利用することによつて脱税になると考えられるのであります。が、この脱税防止の方法はどう考へておられるか。又外国人名義の利用によつて資本が逃避するやうな虞れはないかどうか、こういうやうな点について、くだいようですがお尋ねいたします。

○政府委員(小峯柳多君) 足りませんところは補つて頂くことにいたしました。で、この法律の一番の狙いは、株式を取得する場合の、その支払手段が合法的なものかどうか、或いは筋の立つたものであるかということ、押えることが一番大きな趣旨になつております。従つて今御指摘のやうな外国人の名前を利用するといふことは、これは筋道が通りません。これは大体検討がつくものと事務当局は考へております。私もそう思ひます。その点は心配ないと思ひます。それでは心配ないといふことは、外国人名義云々になりまして、これはなか／＼必ずしも外国人だけではありません。これは一般にも関連

してかなり現在実在しない名前を用ひまして、株式の名義になつておるやうな場合もございまして。然るが故に譲渡取得に關する課税なんかむしろ廃したほうがよからうという意見も出ておるわけでありまして。これも税務署で手まめに見当を付けておりますと、大体発見できるやうな傾向になつております。又取引に對しまして、これも御承知の通り一定株数の取引に對しましては、税務署から報告もさせておるやうなわけでございますが、きめ手はございませぬが、十分あの手この手でそういうものを正確に掴まえるやうな努力を税務署ではしてくれておると考へます。

○藤野繁雄君 あとは暫らくあとに延ばして、今向うのほうで討論採決に入るといふことでありますから、討論採決に参加して来ます。

○委員(佐々木良作君) それではちよつとお諮りいたしますが、このまま五、六分休憩をしたら如何ですか。

○委員(佐々木良作君) それではこのまま暫らく休憩いたします。

午後四時三十七分休憩

午後五時五十五分開会

○委員(佐々木良作君) 休憩前に引き続きまして質疑を続行いたします。休憩前丁度藤野委員からの質問中であつたと思ひますから、質問が残つておりましたらどうぞ御発言願ひます。

○藤野繁雄君 最近における外資導入の状況です。これを伺ひたいと思ひます。話があつたやうであります。技術援助に比較いたしまして株式の投資が増

加しておるのじやないかという心配をしておるのであります。が、そういうふうなところがあるかどうか。若しそういうふうなことで株式の投資が多いといふことであるといたしまして、ならば、それはインフレによる思惑的投資が多いのじやないか、こういうふうな心配もされるのであります。が、これらの点について御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(實屋正雄君) 最近の外資導入の現況はどうなつておるかという御質問でございますが、お手許に配りました外資導入概況という横書にいたしました表と、それから外資委員会審議状況報告書という資料を差上げたのでございます。が、大体これによりまして今日までのところの状況をおわかり下さると思ひます。それはそれといたしまして、極く簡単に申し上げますと、今年の二月末までの数字を申し上げます。先ず技術援助契約では政令第五十一号で外資法ができました前に、認可いたしました分も含めまして、二月末までで三十三件ございまして、これを業種別に分けまして、これも資料に載せてございまして、化学工業関係が十一件、それからゴム関係が二件、造船、車両関係が七件、機械器具関係が十件、養魚関係が一件、金属関係が二件、こういう内訳になつております。それから技術援助契約に比べて、株式投資が非常に多いのじやないかというお話がございましたが、株式投資の数字を申し上げます。これは今度の改正をいたしまして前は比較的制限が嚴重でございまして、いわゆる旧株と申しますか、既存の、すでに発行されております株につきましては、殆ん

ど原則として認可ができないことになつておりましたので、非常に件数が少いのであります。多くの場合は株数がかさみます場合は、大抵技術援助契約をいたしますために日本の会社と提携いたしまして、会社を新しく作る場合が多いわけでありまして、その他はそういう新設の場合の株でありますとか、それから増資の場合の割当がありまして、引受ける株でありまして、投機のために株を持つという例は殆んどないと申上げて差支えないかと思ひます。いずれにいたしましても、数字としてどのくらいになつておるか申しますと、二月末までの数字を申上げますと、これは政令第五十一号で認可いたしましたものと、外資法で認可いたしました分を加えまして、十二億四千六百万円ということになつております。そのうち政令第五十一号で認可いたしましたものが二億千五百万円、外資法で認可いたしましたものが十億三千百万円という数字になつておるのであります。それから貸付金でありますとか、社債というものが、これは外資導入の一つの形態と考えられるわけでありまして、これは戦後何と申しますか、外資委員会ができてからには、殆んど例がないと申上げていいと思ひます。ただ單純に資金を持つて参りまして、債権者の立場に立つというような形の投資が、今日のようないんてん不安な時代でもありますので、殆んど期待ができないというような状況になつております。

○藤野繁雄君 今の御説明のような外資が入つて来たといつても、資材であるとか、技術であるとか、設備であるとか、原料というふうなもの

はせんかと思ひます。

裏付がなかつたらば、却つて外資が入つて来たということがインフレを促進するやうな原因にはならないかと心配しておるのであります。この点についてのお考えをお伺ひいたしたい。

○政府委員(小峯柳多君) 今私どもで扱つております外資は、筋の通り

たものだけにしておりますから、それが対外支払手段として外の機械なり資材等を購入する役に立つというやうなことになるので、それがインフレになるというやうなことにはならないと思ひます。又技術導入その他に關する問題は、それが直接生産の面で製品のコスト、或いは品質等に響きますので、その点から言ひましてもインフレというやうなことにはならず、むしろ産業の實力を培うというやうに考へております。

○藤野繁雄君 外資委員会は、従来物の裏付のない外資の投資は余り歓迎しておられなかつたのでありますが、この法案が通過いたしましたならば、物の裏付がないものも入つて来る、こ

ういふやうなことになるのであります。その間の状況を一つ承りたいと思ひるのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 物の裏付云云のお話なんですありますが、直接物が入つて来るだけの裏付じゃないと私は考へます。正當な対外支払手段に裏付されております外資はそれが次の資材、原材料等を外国から輸入する正當な資金になるわけでございますから、多少時間的にズレはあります

も、それが物の裏付がない、専らその資金が対外支払手段として正當のものであるかどうかという点にかかつて来

はせんかと思ひます。

○藤野繁雄君 次は講和條約前に今回の法律改正のやうな大幅な緩和をされるということが、諸外国にどういふやうな影響を及ぼすとお考へであるかどうか、お尋ねしたいと思ひるのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 資本は原則的に国籍を設けるべきものじやないかと考へます。併しそれが若し非常に不合理なものでありますれば、もとよりこれに対する規制は行かなければならぬと思ひます。私どもは今の段階で株式の価格その他を脱み合せまして、差支えない範囲で緩和して行くわけでありまして、この緩和は國際社會の經濟的な一員に復帰するといふことの努力の現われだといふやうに考へてお

りまして、これは好感を以て迎えて頂けるのじやないか。又これが延いては旧債の処理などに関しましても一歩前進といふやうな意味で、むしろいい印象を以て受取つて頂けるのじやないかといふやうに考へております。

○藤野繁雄君 今回の法律の改正に關連いたしまして、今後の外資の優遇措置といふやうなことを、更に考へられ

ておるかどうか、お尋ねしたいと思ひるのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 私は優遇の特別な措置といふよりも、むしろ障害になつておるもの、而も世界的な經濟慣習その他で、今まで日本が扱いを変えていた面を直して行くことのほうが考へてはいいのじやないかと考へております。特に外資といふよりも、むしろ障害となつておりますものを個別々に切離して行く、かやうな考へ方で行つております。

○藤野繁雄君 次はこの法律の改正案

に對して財界方面はどういふやうな関心を持つてゐるかどうかということについてお尋ねしたいと思ひるのであります。

○政府委員(賀屋正雄君) 非公式ではありましたが、この改正案を出しますにつぎまして、安定本部といたしまして、財界のかたへにも御意見を承わつております。この人たちの意見は、外資に入ることは結構なことだ、但し先ほど藤野委員から御指摘のありましたやうに、不当な安い株価のときに、これを入れてよいかどうかという問題が実はあるわけでありまして、外資は欲しい、併し今の株価の段階で株を取

得することはつらい、この二律背反するその中間のところで折合うといふのが、本提案の内容になつてゐると御承知願ひたいと思ひます。

○藤野繁雄君 特許使用料等の課税を免除したいといふことでありますが、事実申告するものがないので、實際は免除したと同様に徴税がされてい

ないのじやないか、こゝ考へるのであります。この点の實情を承わりたいと思ひるのであります。

○政府委員(賀屋正雄君) この点は先ほどお答へいたしましたやうに、確かにこちらで申告する人もなければ源泉徴収をするやうな手続的な規定も設けておりませんが、今日までのところでは實際には課税いたしておりません。

それから今後の問題といたしましては、こゝいつたものには成るべく課税しないほうが適當じやなからうか、つまり課税いたしますれば、結局又それが日本の技術の援助を受けるほうの日本側の業者の負担になるやうなこともありますので、従来通り課税しないよ

うな扱いにするといふことについては、大体大蔵省とも打合せをして承しておるやうな実情でございます。

○藤野繁雄君 次は外國投資家の企業

の接收に當りまして補償金支払手続を具體的に定めておられますが、最近アジア各國におけるところの傾向、特にイランの石油事業の国有化をどういふやうに考へておられるか、この点をお尋ねしたいと思ひるのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 今お話に出

ましたやうな点で、例えばその國の政治の方向が従来の普通の企業を固有にするといふやうなことが仮にあるとい

たしますと、それに対する懸念から外資は非常に不安になるわけでありま

すから、私どもはこの法律によりましてそういう場合には勿論この法によつて円による支払が保証されております

し、又その円を外貨に換えて國外に送金するといふ方法もこの法律できめたわけでありまして、私どもは万が一にも問題がそういう方向には行かんやうな政治勢力がなお続くと思ひますが、若しそういうやうなことがありますが、

この規定によりまして外資導入に對する安心感を與えたいといふことを規定して置きましたわけでありま

して、大きな意味における外資に對する保証となると思ひます。

○委員長(佐々木良作君) ほかに質疑

はありますか。

○野田卯一君 外資導入の問題について

いろいろ聞くのですが、或る人によると、日本に非常に外資が入つて来るというやうなことを言うし、或る人はなか／＼入つて来ないといふわけ

で、外資に對する見解が非常に分れてい

る。例えて申しますと、ドレーパーと

いう人は非常に樂觀をされておるのですが、あの人は外資はどん／＼入つて来ると言うし、又或る人はこれは望めない。どうしてあんなに幅が違うのか。その辺についている／＼とその方面について折衝されておるかたからその御見解を漏らして頂きたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) この事情に詳しい野田委員からの御質問なんです。が、お答えになりますかかわりませんが、日本の経済というものは今は非常に欠点が多い。併し非常に先行見込のある少年のようなものだと思うのであります。ですから先の見込を注目して下されば、非常に外資に対して希望が持てることになり、当面を見ますと、なか／＼欠点が多いものですから足踏みます。その見方が先を見るか、現在を見ているかというふうな違いになつておるのじやないかと思ひます。従つて非常に理解のある筋から見ますと、当然こういうことに手をかけ、筋を追つて行けば立派な人に成長する。併し又彼は半面非常にコンサーヴァティヴのもので、現実を見るとそういうことになるので、或いは日本の経済の過渡的な委から当然起る問題じやないかと思つております。併し結論としまして、そう簡単には私は外資というものが言われるように入つて来るものとは考えません。むしろ経済の姿を自分たちとして整える……私どもがやつております自立経済計画なんか、そういう意味でみずから自分の身を修めております姿がはつきりして参りませんと、入つて来ないのじやないかと考えまして、先に対しては大いに私どもも期待しております、併し当面

はむしろ自分で賄うような慎しやかな経済自立を考えて行かなくちゃいかんというふうな考え方で、資本蓄積の問題なんかを取上げておるのであります。

○野田卯一君 それから国際面の金融問題なんかしつちゆう変るのであります。が、日本の旧外債の処理というものが、今まで日本の外貨導入に一つの障害になつていたというこれは一応の御見解であつたのですが、そのことについて、現在まあ情勢が非常にしつちゆう変るので、私は最近の情勢を聞きたいのであります。最近やはり旧外債の処理というものが外資導入とからんでどういうふうにかえられておるか、この点を一つ漏らして頂きたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) 御指摘の点を本格的に改めて参りませんと、私はこの外資の導入の問題に對しては、途が開けて来ないだらうと思ひます。政府としましてはその保証の途を案は常に考へて来ておるわけでありまして、いろ／＼の財源その他の関係で遅れておるのじやないかと思ひます。差當つてこういう緩和をいたしたのであります。殊に株の問題とその責任も脱み合せて、責任のある施策を講じて行く必要があり、又その線に向つて努力しておると申し上げたいのであります。

○委員長(佐々木良作君) 野田委員よろしくごさいいますか。ほかに御質問ありませんでしょうか。

○中川以良君 委員長議事の進行について……

○委員長(佐々木良作君) どうぞ中川委員。

○中川以良君 私は質疑を打ち切り、討論に入るの動議を提出いたします。

○野田卯一君 賛成。

○委員長(佐々木良作君) 今席を外しております兼岩委員からはまだ質問をしたいという話があつたまま席を外されておりますが、動議が成立するならば止むを得ないと思ひますから、只今の動議についての特に御意見がございましたらば御発言を願ひたいと思ひます。

○野田卯一君 賛成します。

○委員長(佐々木良作君) 動議の内容についての御発言はありませんですか。それじや動議を採決したいと思ひます。

只今の中川委員の動議に御賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(佐々木良作君) 満場一致です。

それではこれで質疑が打切られたことになりまして。従ひまして直ちに討論に入るわけでありまして、若しお許しに頂けるならば、稲垣君の発言と関連して懸案になつておりますところの疑点を明確化するために、委員長に、二発言を許されたかと思ひますが、よろしくごさいいますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) 委員外発言としてなされた稲垣君からの疑点と関連して、今の政府のお考えをはつきりとの際において置いて頂きたいと思ひます。

第一点は資産再評価による新株発行の場合、外資法上の取扱が新株とみな

さるべきか、旧株とみなさるべきか、法文上明確を欠いておりますので、適當な措置が必要ではないかという点、解釈上の疑点も残ると思ひますから、明確な解釈なり、政府の御意見をはつきりして置いて頂きたいと思ひます。

それから第二点は外資法施行前に取得しました株式の再審査前の配当金を以て更に株式を購入しておる場合には、その株式に対する配当金の送金保証がないわけでありまして。再審査前の配当金は外資法と同等と認められない虞れがそこに出て来るわけでありまして。この関係は外資法施行前に支払われた技術料等についても同様のことがあり得る。従ひましてこうした場合に片手落ちな状態がでかばしないか、これを明確にする必要はないかという点、以上二点であります。最後に附加えてもう一点、今回の改正によりますと、今回の改正前に行われた違法行為については、従前の例によつて処罰することになるだらうと思ひますが、その、それが法文上は明確になつていないわけでありまして。立法技術上の不備でもあるかと思ひますが、この際これら明確にして置いて頂きたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) 順序が逆になります。最後に御指摘頂きましたこの法案に関する立法技術上の問題になるのであります。先に本委員会では御審議頂きましたが、臨時物資需給調整法につきまして同じような趣旨の御指摘がありまして、私どもは立法技術からいいますと、そういう御指摘のようには、まだ法が念が足りたとは思ひ兼ねるのでございますが、今までの過去の経験、過去の事例、及び裁判所の判例等

に倣しまして、その附則がなくても同じ目的が達せられるというふうな解釈をいたしてござります。従つてなおその従前の例によるという建前でこの法案を御了承願ひたいと思ひます。

又質問の点であります。最初に再評価積立金を資本金に組入れたことによつて発行せられる株式、この株式は一般には新株と呼ばれるのであります。が、外資法上ではこれを新株と扱いません。外資法上では当該法人に資産の増加をもたらすものを新株と考へておりますから、單に形式的な振替えで、その法人に資産の増加をもたらさないという意味で、再評価積立金の組入れによる株式はこれは旧株として扱うことにいたしてござります。

もう一点、第二番目に御指摘頂きました点であります。改正法によつて保証を受けます配当金は、指定の日以後に支払われるものに限つたわけでありまして、その趣旨は、政令五十一号の認可を受けた株式取得を、改めて外資法の精神から見直す必要がある、外資法の認可基準に照らして、送金保証をすることが適當であるという判定を下したなら、その決定があつた後の配当金について送金保証をするのが妥當と考へたわけでありまして。せめて五十一号の認可を自動的に外資法上の認可とみなし、すでに支払済の配当金を送金まで保証いたしましてはどうか、先に稲垣委員のお説があつたのであります。が、外資を投資しなかつたような株式の配当金までも自由に送金を認めることになりまして、これは、いわゆる旧債の処理が未解決であります今日の処置としましては、行過ぎであると

いうふうな解釈で、さよう決定したわけであり。従つて指定日前に支払われた配当金は、一般の為替管理の基準に従つて別途送金の可否を決定することにしたとして、外資法の送金保証の章から除外したわけであり。

但し指定済の配当金を株式に再投資したときは、その配当金を産んだ元の株式が外貨又はこれと同等の価値あるもので払込まれたが否かによつて区分し、そうである場合はその配当金を外貨と同等な価値あるものとみなし、それで払込んだ株式の配当金は、指定日以後保証する途が開かれておるので不都合はないと考えられるのであります。

以上御説明がくどかつたようでありますが、こういうふうな解釈しておりますので、御了承頂きたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 只今の問題の二点につきまして、内容的には非常に明確となつたと思ひます。併しながらこの内容をもつと明確化するための立法的な措置は必要でないかどうか、立法的措置をとらなくても今の解釈で以て行ふのに不便はないかどうか、念のために伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) 別に立法的措置をしませんでも、現行法で、今の解釈で私は行けるものと考えております。

○委員長(佐々木良作君) 質疑は打切られたわけであり。討論に入りたいと思ひます。御意見のおありのかたは順次御発言を願ひます。

○中川以良君 議事進行について……私は質疑中に討論に代るべき議が十分に盡されておりますので、討

論を省略いたしましたして、直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○藤野繁雄君 賛成。

○委員長(佐々木良作君) 只今の中川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは討論も終局したものと認めて差支えないと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは直ちに本案の採決に入りたいと思ひます。外資法の一部を改正する法律案について採決をいたします。同法案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(佐々木良作君) 満場一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議におきまします委員長のお頭報告の内容については、多数意見者の御承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長におきまして適当に報告することに御承認を願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) なお委員長が議院に提出する報告書につきまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

中川 以良 奥 むめお
泉山 三六 野田 卯一
藤野 繁雄

○委員長(佐々木良作君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れな

いと認めます。特に御発言がなければ、委員会はこれで打ち切りたいと思ひますが、御発言ございませんか……。

午後六時二十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君
理事 奥 むめお君
委員 泉山 三六君
中川 以良君
九鬼紋十郎君
野田 卯一君
藤野 繁雄君
兼岩 傳一君

政府委員

外国為替管理
委員会委員長 木内 信胤君
經濟安定
政務次官 小峯 柳多君

經濟安定本部 平井富三郎君
總裁官房長 河野 通一君
經濟安定本部
總裁官房次長 賀屋 正雄君

事務局側

外資委員会
事務局長 桑野 仁君
常任委員 渡邊 一郎君
常任委員
会専門員